

## 今後の取組事項について

平成24年3月14日  
男女共同参画会議決定

女性は日本を再生していく上で潜在力の最たるものであるとの認識の下、政府に以下の取組を重点的に進めるよう求める。

○政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進するため、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）の目標の達成に向けて、以下の取組を行う。

- ・「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という男女共同参画推進本部決定（平成15年6月20日）も踏まえ、女性国家公務員の採用・登用を一層促進するため、各府省の「女性職員の採用・登用拡大計画」に基づき、当該計画に掲げる登用目標を達成するための取組を着実に進める。
- ・国の審議会等における女性委員の割合が平成22年の33.8%から平成23年に33.2%に減少したことに鑑み、委員の改選時等の機会を捉えて、女性委員の登用を再度徹底する。
- ・政治分野における女性の参画の拡大に向け、基本問題・影響調査専門調査会で整理を行った諸外国の事例等を活用し、ポジティブ・アクションの導入等を検討するよう政党への働きかけを行う。

○公共契約を通じて雇用分野の男女共同参画を推進するため、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組む。

○男女労働者間の格差の現状を把握し（「見える化」）、ポジティブ・アクションにつなげるための仕組みを労使双方で検討する取組を推進する。

○男性の育児休業の取得を促進する等、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

○各般の施策の推進に当たって、女性の活躍促進への配慮を検討する。

(参考例) 平成 24 年度予算において実施する一部事業について、女性の参画の要件化や女性優先枠（女性起業家枠等）の設定等を行う。（農林水産省）

○女性が活躍できる経済社会の構築に向けて、以下の環境整備を行う。

- ・ 生き方・働き方の選択に対する中立性及び世代間・世代内での公平性が確保された税制・社会保障制度の構築に向けた検討を進める。具体的には、個人所得課税の配偶者控除、年金制度の第 3 号被保険者制度の見直し、非正規労働者への社会保険の適用拡大等について検討を進める。また、特に、社会の中で女性の能力を最大限にいかすとともに、安心して子どもを産み、育てられる社会をつくるために、総合的な子ども・子育て新システムの構築を急がなければならない。
- ・ 教育が生涯に影響を及ぼすことについての情報発信やロールモデルの提示、低所得世帯を対象とした授業料等減免、奨学金等の充実等、多様な選択を可能にする教育やキャリア形成を支援する。

○東日本大震災からの復興プロセスにおいて、一人ひとりの生活の再建と、活力ある地域の復興のためには、女性の復興過程への参画と、経済的なエンパワメントが必要である。防災・復興における男女共同参画を一層推進する。